国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規程

制定 平成22年1月19日規程第5号 最終改正 令和4年4月28日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学規則等の制定に関する規則(以下「規則」という。)第15条に基づき、本学の規則等並びに基準、内規及び申合せの制定に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係部局等との調整)

- 第2条 学長は、規則等の制定について、必要に応じ、あらかじめ関係部局等の長の意見 を聴くことができる。
- 2 規則等の制定に当たっては、当該規則等に係る事務を所掌する課等(以下「所管課」 という。)が、関係部局等と調整を図った上、総務部総務企画課と協議し、当該規則等 の原案を作成するものとする。
- 3 前項の協議において、所管課は、当該規則等の素案、制定理由、新旧対照表及び関係 資料を総務部総務企画課に提出するものとする。

(形式及び表記)

第3条 規則等における形式並びに用字及び用語の表記については、法令に準ずるものと する。ただし、書式については、横書きとする。

(部局等)

第4条 規則第10条の部局等は、国立大学法人電気通信大学組織規則に定める学域、大学院研究科、スーパー連携大学院推進室、グローバル化教育機構、教育研究センター等、附属図書館、保健管理センター、全学教育・学生支援機構及び全学教育・学生支援機構の各センター並びに教育研究支援センターとする。

(基準、内規及び申合せ)

- 第5条 役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、規則等の円滑な実施を図るため、必要に応じ、基準及び申合せを定めることができる。
- 2 規則第10条第1項に定めるもののほか、理事及び部局等の長は、当該部局等又は事務の円滑な実施を図るため、基準、内規及び申合せ(以下「基準等」という。)を定めることができる。この場合においては、遅滞なく役員会に報告するものとする。
- 3 学内の各種会議及びこれらの合意により設置された委員会等は、会議等の円滑な運営 を図るため、当該会議等の構成員の合意に基づき申合せを定めることができる。
- 4 前3項により定められた基準等には、規則第13条第2項に規定する番号を付すものとする。

(事務処理)

- 第6条 規則等の制定に関する文書処理等の事務処理は、総務部総務企画課が行う。ただし、前条に規定する基準等で部局等又は会議等に係るものについては、所管課が行う。 (規則台帳の記載事項)
- 第7条 規則第13条の規則台帳の記載事項は、規則等及び基準等の名称、番号、制定日、

施行期日及び前条の文書処理に係る文書番号等とする。

(周知)

第8条 規則第14条の周知は、ホームページ掲載等により総務部総務企画課が行う。ただし、学生に係る規則等の周知については所管課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、規則等及び基準等の制定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年1月19日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第17号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日規程第45号)

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規程第62号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日規程第78号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第63号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第87号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日規程第10号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日規程第14号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。